

## 参 考 資 料

プール制委員会設置要綱

プール制特別審査会設置要綱

プール制特別審査要領

参考資料①プール制の改善の経過並びに市・国の施策

参考資料②園長給モデル給与表

# プール制委員会設置要綱

改正 平成9年6月5日, 平成10年4月1日

## (目的)

第1. 社団法人京都市保育園連盟（以下連盟という）が実施する職員給与支出基金の運用事業の適正かつ円滑な運営と、その安定化を図るためプール制委員会（以下委員会という）を設置する。

## (構成)

第2. 委員会は各区選出の委員各1名、連盟の担当理事、京都市保育課担当課長の25名以内で構成し、連盟理事長（以下理事長という）が委嘱又は任命する。

## (所掌事項)

第3. 委員会は第1の目的を達成するため理事長の諮問に応じ、次の事項について審議し又は意見を具申する。

- (1) 職員給与等運用実施要綱の運用に関すること
- (2) 事業実施上における諸問題の検討及び研究に関すること
- (3) その他理事長が必要とする事項

## (任期)

第4. 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## (委員長の設定)

第5. 委員会に正副委員長を置く。

2. 委員長は理事長が任命する。
3. 委員長は委員会を代表し会務を主宰する。
4. 委員長は委員のなかから副委員長を指名する。

## (庶務)

第6. 委員会の庶務は、連盟事務局が行う。

## (その他)

第7. この要綱の施行に関して、必要な事項は理事長が定める。

附 則 この要綱は昭和59年4月1日から適用する。

## (改正内容)

平成9年6月5日 第2項を改定（20名以内→25名以内）

平成10年4月1日 組織改正により名称変更（保育第一課→保育課）

## プール制特別審査会設置要綱

改正 昭和60年4月1日，平成10年4月1日

### (目的)

- 第1. 社団法人京都市保育園連盟（以下連盟という）が実施する職員給与支出基金の運用事業の適正かつ公平な運営を図るため、プール制特別審査会（以下審査会という）を設置する。

### (所掌事項)

- 第2. 連盟理事長（以下理事長という）の諮問に応じ、次の事項について審議，並びに調査し答申する。
- (1) 連盟会員から個別に申し出のあった給与等運用実施要綱の運用に関する苦情の処理に必要な事項
  - (2) 給与等運用実施要綱の不適合部分についての処理に必要な事項

### (構成)

- 第3. 審査会は理事長が委嘱する理事並びにプール制委員，京都市保育課長の13名以内で構成する。

### (委員長)

- 第4. 審査会には正副委員長を置く
2. 正副委員長は理事長が任命する。
  3. 委員長は審査会を代表し，会務を主宰する。

### (プール制委員会との関係)

- 第5. 理事長は審査会に諮問した事項について，答申の概念及び処理状況等をプール制委員会に報告する。

### (任期)

- 第6. 委員の任期は2年とする。ただし，再任を妨げない。

### (庶務)

- 第7. 審査会の庶務は，連盟事務局が行う。

### (その他)

- 第8. この要綱の施行に関して，必要な事項は理事長が定める。

附 則 この要綱は昭和59年4月1日から適用する。

### (改正内容)

- 昭和60年4月1日 名称改正（プール制処理委員会からプール制特別審査会へ），並びに一部改正。
- 平成10年4月1日 組織改正により名称変更（保育第一課→保育課）

## プール制特別審査要領

1. この要領は、プール制特別審査会設置要綱第2の(1)、(2)について所掌事項の内容と処理審査方法について定める。
2. 苦情の中立は、書面で理事長あてに提出するものとし、申立内容について、特別審査会が調査し、審議する。
3. 特別審査会は、必要に応じて施設運営者に対し、調査を行うことができる。
4. 特別審査会は、給与等運用実施要綱の基準に照らし、公平な審査を行う。
5. 特別審査会は、申立事項並びに必要な事項の審査を終了した時は、その結果を理事長に報告する。
6. 理事長は、判定結果に基づき必要な措置をとる。

---

プール制委員会設置要綱ならびにプール制特別審査会設置要綱策定の経緯  
(昭和59年1月24日第3回園長研修会資料「当面の課題としての提起」から)

- (1) プール制の運用管理の責任体制を明確にするため機関設置を含め検討する必要がある。

現行ではもちろん、連盟の理事会が法人内部の執行機関である。プール制委員会は、プール制の運用委員会であり事業実施上の諸問題について研究・検討をすすめ、理事会に対し、意見の具申を行う機関である。ただし、他の専門委員会と異なって全職員の給与並びに労働条件について直接関与するところから、その専門性と公正さを確立するため委員会の位置づけを明確にし、将来的には第三者機関設置を図る。(プール制委員会設置要綱)

- (2) 運営管理の内部体制の整備を図る。

現行の実施要綱並びに細則については解釈の幅が広くしかも、健全運営のための内規がないことからくる混乱をさけるために処理委員会(特別審査会に名称変更)の設置とともに規定類の整備を図る。(プール制特別審査会設置要綱)

【参考資料①】

プール制の改善の経過並びに市・国の施策

(給与は当初)

年度	昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
プール制 主な改善内容	プール制の発足 第1表1号 (62,100) ~6号 (74,520) 第2表1号 (34,810) ~18号 (73,460) 第3表1号 (33,480) ~16号 (65,660) ・給与表の体系化 ・実施要綱の制定		1号頭伸ばし 最高号俸 第1表7号 (82,290) 第2表20号 (85,470) 第3表17号 (75,060) ・定員変更の保障 ・人事交流		第1表8号 (108,540) 第2表21号 (100,740) 第3表18号 (83,160) 実施要綱改正 (細部にわたり決定) 0才児3:1 (4人で除 4捨5入)	
市施策 プール制のみ	処遇改善	千円 106,920	千円 128,538	千円 約135,000	ベア・スライド化→	
	乳対	(6:1 →5:1) 85,798	100,825	180,370		
	休憩	—	—	—		
	調理	(7,623)	(8,325)	(14,199)		
	事務員	—	—	—		
	他	—	—	—		
	計		計	計		
国施策	保育単価園長給 (61,958)		保育単価園長給 (69,309)		保育単価園長給 (80,231)	
	民間施設給与等改善費4.4% 調理 5-8 →5-10( ~60人) 保母(休憩) 非常勤3 II 特業新設 4%		民間施設給与等改善費 5.5% ~60人 5 H 90人~ 2 H 指導福祉費 年11,560 3才児通年制		民間施設給与等改善費6.5% 150,581 調理 180人非常勤 8 H ~60人 6 II 90人~ 3 H (2,160 × 6 H) 年 12,690	

- ・措置費の民調費が民改費とし改めて設置  
給与体系に使用する費用  
5年毎に調査の上、改定される
- ・保母職に特殊業務手当が490 つく
- ・職員処遇改善費がついて給与体系が可能となる
- ・乳児対策については、国の6:1を5:1に改善させるもの
- ・園長給については、就任した時が1号

◆園数 133カ園  
◆総定数 11,995名

- ・3才児通年制が認められる当初2才児が、年度途中で3才児になっても、年度中葉0~2才の乳児単価で扱う
- ・給与表は、1表から3表まで1号伸ばす。プール制の不公平感をできるだけなくすためナースバンク構想が論議される。人事交流を可能とするため、本人と園長同士の了解があれば、身分はそのままで他園に移れるというもの

◆園数 138カ園  
◆総定数 12,790名

- ・実施要綱を細部にわたり改定した  
0才児を一部3:1  
(4人で除 4捨5入)
- ・単費の職員処遇改善費がベアスライド化ができるようになった

◆園数 147カ園  
◆総定数 13,815名

年度	昭和50年度	昭和51年度	昭和52年度	
プール制 主な改善内容	第1表9号 (145,690) 第2表22号 (163,860) 第3表19号 (110,370) 業務手当の新設 休憩保母の新設 (全園1名) 保母給の是正 (2~11まで)	第1表10号 (170,420) 10号 (175,290) 第2表23号 (174,310) 第3表20号 (124,740) 調理加配常勤分プール制導入 保母給の是正 (2~23まで) 主任手当改善	第1表12号 (194,290) 第2表24号 (192,020) 第3表21号 (136,620) 0才児3:1の端数繰り入れ 園長給1号底上 (3等級位置づけ) 保母定数 少数第2位 幼稚園 6残7入 昇短 栄養士 1号 准看護婦 2-2号	
市施策 プール制のみ	処遇改善	千円 141,945	千円 157,876	千円 172,677
	乳対	198,415	252,898	290,376
	休憩	休ケイ→ 50,000	107,996	124,245
	調理	(18,131)	常勤分プール制→(42,975)	(84,841)
	事務員	—	—	—
	他	—	—	—
	計		計	計
国施策	保育単価園長給 (104,388)	保育単価園長給 (128,962)	保育単価園長給 (141,807)	
	民間施設給与等改善費 7.5% 199,257 園長 6-6→6-9 5-10→5-11 45~60人6H→常勤 90~5H (2年計画) 保母給特別改善 6% 研修費 1人年 1,600 管理職手当	民間施設給与等改善費 8.5% 268,184 園長 6-6→6-9 5-10→5-11 45~60人6H→常勤 90人~5H (2年計画) 管理職手当 8% 調整 5→8%	民間施設給与等改善費 9.0% 315,284 園長 6-9→5-6 主任 7-7→6-4 $\frac{1}{2}$ 実施 9人セット→3人セット	

- ・業務手当の新設ができた
- ・保母の休憩がとれないといわれる中で全園に休憩保母が1名单費としてつけられた
- ・保母給が2-11まで改善された

◆園数 157カ園  
◆総定数 14,770名

- ・調理加配常勤分プール制へ導入
- ・保母給の是正(2-23まで)
- ・主任手当の改善

◆園数 161カ園  
◆総定数 15,565名

- ・0才児3:1の端数を繰り入れる
- ・園長給1号底上げする市の3等級に位置づける
- ・保母定数少数第2位まで計算の基礎とする
- ・幼稚園6残7入の取組み
- ・昇給短縮として4月、10月にする
- ・栄養士資格を取るものに1号アップ
- ・准看護婦2-2号にする
- ・特別乳児基準が9人セットから3人セットに改善

◆園数 174カ園  
◆総定数 16,900名

年度	昭和53年度	昭和54年度	昭和55年度
プール制 主な改善内容	第1表13号 (228,850) 第2号25号 (210,920) 第3表22号 (148,820)	第1表15号 (273,990) (2号仲し) 第2表26号 (224,290) 第3表23号 (157,190)  園長給全員1号アップ 市3等級から2等級へ移行 主任手当 5割アップ 事務雇上 一律3万	第1表16号 (293,540) 第2表27号 (238,030) 第3表24号 (164,590)  特乳9人園について 保健婦(看護婦) 1名 加配(特乳の繰入れ) 計算事務の電算化 (京信システム)
市施策 プール制のみ	処遇改善 千円 188,428	千円 205,547	千円 220,485
	乳対 333,675	361,933	387,909
	休憩 127,704	120,547	101,029
	調理 (106,324)	(141,786)	(163,606)
	事務員 (10,000)	事務員プール制導入 18,720	22,396
	他	赤字補填ルール化→ 特乳導入→	
	計	計	計
国施策	保育単価園長給 (156,060)	保育単価園長給 (162,108)	保育単価園長給 (175,068)
	民間施設給与等改善費 90人～5H→8H $\left[\frac{1}{2}\right]$ 347,527	民間施設給与等改善費 園長 5-6→5-8 主任 6-4→6-6 90人8H→常勤 120人～5H→6H $\left[\frac{1}{2}\right]$ 120人～31.2万 特乳 C-D2 384,450	民間施設給与等改善費 30人～8人→常勤 90人 32.1万円 434,747
	事務員雇上 150人～(年)約30万		

- ・事務員雇上げとして150人定員で年30万つく
- ・給与表それぞれ1号アップ

◆園数 182カ園  
◆総定員 17,871名

- ・園長給全員1号アップし、市3等級から2等級へ移行する
- ・主任手当 5割アップ
- ・事務雇上 一律月3万アップする
- ・特乳をプール制に導入
- ・赤字補填がルール化する

◆園数 194カ園  
◆総定員 19,090名

- ・特乳9人セット園について保健婦(看護婦)1名加配する(特乳の繰入れ)
- ・計算事務の電算化(京信システム)

◆園数 202カ園  
◆総定員 20,155名